

大臣官房付に任命する
大臣官房付
独立行政法人国立美術館理事 森 孝之

大臣官房付に任命される
大臣官房付
独立行政法人国立美術館に出向させる(以上)一月
六日)

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事

渡邊

典子

福岡高等裁判所判事に補する(一月十九日)

真鍋

浩之

最高裁判所判事

東京高等裁判所判事・東京簡

易裁判所判事

最高裁判所事務総局經理局王計課長を免める

東京地方裁判所判事・東京簡

易裁判所判事

最高裁判所事務総局經理局王計課長を免める

西園

義記

最高裁判所事務総局情報政策課参事官の兼務を免める

東京地方裁判所判事

最高裁判所事務総局經理局主計課長を命ぜる

仙台地方裁判所判事兼仙台家

庭裁判所事務総局經理局主計課長を命ぜる

草野

克也

最高裁判所事務総局經理局主計課長を命ぜる

東京地方裁判所判事

最高裁判所事務総局經理局主計課長を命ぜる

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事・東京簡

易裁判所判事

最高裁判所事務総局經理局主計課長を命ぜる

仙台簡易裁判所判事に補する

仙台簡易裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事・東京簡

易裁判所判事

最高裁判所事務総局經理局主計課長を命ぜる

仙台簡易裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事

最高裁判所事務総局經理局主計課長を命ぜる

仙台簡易裁判所判事に補する

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事橋本英史は一月十九日限
り本官たる判事が定年退官しなら同時に兼官たる
簡易裁判所判事も退官となる

御祝電

天皇陛下は、クウェート首長ミンユアル・ア
ル・アフマド・アル・ジャーハル・アル・サバ
ハ殿の御即位に際し、一月二十六日御祝電を發
せられた。

面世解剖

面世事項

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技
術上の指針に関する公示

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第28条

第1項の規定に基づき、建築物等の解体等の作業
及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建
築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止

に関する技術上の指針の一部を改正する件を次の
とおり公表する。

令和6年1月31日 厚生労働大臣 武見 敬三
東京簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事に補する
仙台簡易裁判所判事に補する
仙台簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡

易裁判所判事

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事に補する

仙台家庭裁判所判事に補する

仙台簡易裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事

東京簡易裁判所判事に補する

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事橋本英史は一月十九日限
り本官たる判事が定年退官しなら同時に兼官たる
簡易裁判所判事も退官となる

関東地方整備局公示
道路法(昭和17年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基いて、道路の占用を制限する
区域を指定する」としたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和6年1月31日から1週間一般の縦覧に供する。

令和6年1月31日 関東地方整備局長 藤巻 浩之

令和6年1月31日

(一) 路 线 種 類 一般国道

(二) 占用を制限する区域

(三) 占用を制限する区域

(四) 占用を制限する区域

(五) 占用を制限する区域

(六) 占用を制限する区域

(七) 占用を制限する区域

(八) 占用を制限する区域

(九) 占用を制限する区域

(十) 占用を制限する区域

(十一) 占用を制限する区域

(十二) 占用を制限する区域

(十三) 占用を制限する区域

(十四) 占用を制限する区域

(十五) 占用を制限する区域

(十六) 占用を制限する区域

(十七) 占用を制限する区域

(十八) 占用を制限する区域

(十九) 占用を制限する区域

(二十) 占用を制限する区域

(二十一) 占用を制限する区域

(二十二) 占用を制限する区域

(二十三) 占用を制限する区域

(二十四) 占用を制限する区域

(二十五) 占用を制限する区域

(二十六) 占用を制限する区域

(二十七) 占用を制限する区域

(二十八) 占用を制限する区域

(二十九) 占用を制限する区域

(三十) 占用を制限する区域

(三十一) 占用を制限する区域

(三十二) 占用を制限する区域

(三十三) 占用を制限する区域

(三十四) 占用を制限する区域

(三十五) 占用を制限する区域

関東地方整備局公示
道路法(昭和17年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基いて、道路の占用を制限する
区域を指定する」としたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和6年1月31日 関東地方整備局長 藤巻 浩之

令和6年1月31日

(一) 路 线 種 類 一般国道

(二) 占用を制限する区域

(三) 占用を制限する区域

(四) 占用を制限する区域

(五) 占用を制限する区域

(六) 占用を制限する区域

(七) 占用を制限する区域

(八) 占用を制限する区域

(九) 占用を制限する区域

(十) 占用を制限する区域

(十一) 占用を制限する区域

(十二) 占用を制限する区域

(十三) 占用を制限する区域

(十四) 占用を制限する区域

(十五) 占用を制限する区域

(十六) 占用を制限する区域

(十七) 占用を制限する区域

(十八) 占用を制限する区域

(十九) 占用を制限する区域

(二十) 占用を制限する区域

(二十一) 占用を制限する区域

(二十二) 占用を制限する区域

(二十三) 占用を制限する区域

(二十四) 占用を制限する区域

(二十五) 占用を制限する区域

(二十六) 占用を制限する区域

(二十七) 占用を制限する区域

(二十八) 占用を制限する区域

(二十九) 占用を制限する区域

(三十) 占用を制限する区域

(三十一) 占用を制限する区域

(三十二) 占用を制限する区域

(三十三) 占用を制限する区域

(三十四) 占用を制限する区域

(三十五) 占用を制限する区域

関東地方整備局公示
道路法(昭和17年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基いて、道路の占用を制限する
区域を指定する」としたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和6年1月31日 関東地方整備局長 藤巻 浩之

令和6年1月31日

(一) 路 线 種 類 一般国道

(二) 占用を制限する区域

(三) 占用を制限する区域

(四) 占用を制限する区域

(五) 占用を制限する区域

(六) 占用を制限する区域

(七) 占用を制限する区域

(八) 占用を制限する区域

(九) 占用を制限する区域

(十) 占用を制限する区域

(十一) 占用を制限する区域

(十二) 占用を制限する区域

(十三) 占用を制限する区域

(十四) 占用を制限する区域

(十五) 占用を制限する区域

(十六) 占用を制限する区域

(十七) 占用を制限する区域

(十八) 占用を制限する区域

(十九) 占用を制限する区域

(二十) 占用を制限する区域

(二十一) 占用を制限する区域

(二十二) 占用を制限する区域

(二十三) 占用を制限する区域

(二十四) 占用を制限する区域

(二十五) 占用を制限する区域

(二十六) 占用を制限する区域

(二十七) 占用を制限する区域

(二十八) 占用を制限する区域

(二十九) 占用を制限する区域

(三十) 占用を制限する区域

(三十一) 占用を制限する区域

(三十二) 占用を制限する区域

(三十三) 占用を制限する区域

(三十四) 占用を制限する区域

(三十五) 占用を制限する区域

関東地方整備局長 藤巻 浩之

令和6年1月31日

令和6年1月31日

(一) 路 线 種 類 一般国道

(二) 占用を制限する区域

(三) 占用を制限する区域

(四) 占用を制限する区域

(五) 占用を制限する区域

(六) 占用を制限する区域

(七) 占用を制限する区域

(八) 占用を制限する区域

(九) 占用を制限する区域

(十) 占用を制限する区域

(十一) 占用を制限する区域

(十二) 占用を制限する区域

(十三) 占用を制限する区域

(十四) 占用を制限する区域

(十五) 占用を制限する区域

(十六) 占用を制限する区域

(十七) 占用を制限する区域

(十八) 占用を制限する区域

(十九) 占用を制限する区域

(二十) 占用を制限する区域

(二十一) 占用を制限する区域

(二十二) 占用を制限する区域

(二十三) 占用を制限する区域

(二十四) 占用を制限する区域

(二十五) 占用を制限する区域

(二十六) 占用を制限する区域

(二十七) 占用を制限する区域

(二十八) 占用を制限する区域

(二十九) 占用を制限する区域

(三十) 占用を制限する区域

(三十一) 占用を制限する区域

(三十二) 占用を制限する区域

(三十三) 占用を制限する区域

(三十四) 占用を制限する区域

(三十五) 占用を制限する区域